

青森県報

第千五十四号

令和八年
四月十七日
(金曜日)

目次

告 示

○狩猟免許試験の施行……………(自然保護課) ……一
 ○適性試験及び講習の実施……………(同) ……三

公 告

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(人事課) ……四
 ○青森県農林水産部車両貸借に係る一般競争入札……………(農林水産政策課) ……四
 ○政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……………(会計管理課) ……六
 出先機関
 ○土地改良区の定款変更の認可……………(上北農林水産事務所) ……六

告 示

青森県告示第二百七十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第四十一条の規定により次のとおり令和八年度狩猟免許試験を施行するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)第五十一条第二項の規定により公示する。

令和八年四月十七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

試験の期日及び場所

試験の期日	試験の場所	備考
令和八年 六月二十七日	青森市大字荒川字藤戸一一九の七 青森県総合社会教育センター第一研修室ほか	定員 各回 一〇〇名
令和八年 七月十八日	弘前市大字下白銀町一九の四 弘前文化センター小ホールほか	
令和八年 九月十二日	八戸市長根一丁目二の八 友の会福祉会館大ホールほか	
令和八年 十一月二十九日	青森市大字荒川字藤戸一一九の七 青森県総合社会教育センター第一研修室ほか	

試験科目、試験課題、試験時間等

試験の種類の狩猟免許の種類	試験の科目及び課題	試験時間	受付時間
網猟免許 わな猟免許 第一種銃 第二種銃	1 視力 2 聴力 3 運動能力	午前十時から 午後二時 まで	午前九時 から 午後九時 まで
網猟免許 わな猟免許 許す 第一種銃 第二種銃 知識試験	1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 2 鳥獣に関する知識 3 鳥獣の保護及び管理に関する知識 4 知識	午前十時から 午後三時 まで	

技能試験		網猟免許 許 わな 猟免 許	午後一時 から 十分 から 午後 四時 まで
第一種銃 猟免許	1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。2から4までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 二人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際に必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。	1 銃器以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 網、わなの猟具のうち一つを架設すること。 3 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。	
第二種銃 猟免許	1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。		

三 受験できない者

- 1 県外に住所を有する者
- 2 網猟免許及びわな猟免許にあつては試験当日満十八歳に満たない者、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあつては試験当日満二十歳に満たない者
- 3 統合失調症、そう鬱病、てんかんその他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病にかかっている者
- 4 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

四 受験の申請手続等

- 5 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力がなく、又は著しく低い者
 - 6 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
 - 7 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、狩猟免許を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者
- 狩猟免許試験を受けようとする者は、令和八年六月二十七日に受験するものにあつては、同年五月七日から同年六月五日までに、同年七月十八日に受験するものにあつては、同年五月二十六日から同年六月二十六日までに、同年九月十二日に受験するものにあつては、同年七月二十一日から同年八月二十一日までに、同年十一月二十九日に受験するものにあつては、同年十月六日から同年十一月六日までに、狩猟免許申請書（各農林水産事務所において交付する。）に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付して申請者の住所地を所管する農林水産事務所に提出すること。なお、申請書は、申請する免許種類につき一通作成すること。
- 1 狩猟免許申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙
 - (一) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十九条該当者（異種免許を受けようとする者） 三千九百円
 - (二) その他の者（初心者） 五千二百円
 - 2 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真）
 - 3 返信用封筒（長形三号封筒に申請者の住所及び氏名を記載し、郵便切手（百十円）を貼付したもの） 申請する免許種類につき 一枚
 - 4 申請者が第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る銃器の所持の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し 一通
 - 5 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しない旨の医師の診断書 一通

五 その他

詳細については、最寄りの農林水産事務所又は青森県環境エネルギー部自然保護課（電話〇一七―七三四―九二五七番）に問い合わせること。

青森県告示第二百七十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十一条第二項本文及び第四項の規定により次のとおり令和八年度における適性試験及び講習を実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第五十九条第二項において読み替えて準用する同令第五十一条第二項の規定により公示する。

令和八年四月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 適性試験及び講習の期日、場所等

所管課名又は所管農林水産事務所名	期 日	場 所	備 考
自然保護課	令和八年八月二十九日	青森市大字荒川字藤戸一一九の七 青森県総合社会教育センター	
東青農林水産事務所	令和八年七月二十二日	青森市大字荒川字藤戸一一九の七 青森県総合社会教育センター	
中南農林水産事務所	令和八年七月十四日	平川市洗城二丁目三〇の一 タカシン文化センター平賀公民館	
三八農林水産事務所	令和八年七月二十九日	弘前市大字賀田一丁目一八の三 弘前市中央公民館岩木館	
西北農林水産事務所	令和八年七月三十日	八戸市大字尻内町字毛合清水二九 八戸市農業生産振興センター	
西北農林水産事務所	令和八年七月二十五日	五所川原市字栄町一〇 青森県五所川原合同庁舎	

二 適性試験及び講習の科目、時間等

区分	科 目	時 間	受付時間
上北農林水産事務所	令和八年七月七日	十和田市西十二番町二〇の二二 青森県十和田合同庁舎	
下北農林水産事務所	令和八年七月十五日	むつ市中央一丁目一の八 青森県むつ合同庁舎	
講 習	1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 2 鳥獣の判別 3 鳥獣の取扱い 4 鳥獣の保護及び管理に関する知識	3 2 1 視 力 聴 力 運動能力	午前九時三十分から 午後一時三十分まで 午前九時五十分から 午前十時二十分まで 午前九時二十分から 午前九時四十分まで

三 適性試験及び講習の対象者

令和八年四月十六日から令和九年四月十五日までに狩猟免許の有効期間が満了する者であつて、現に県内に住所を有し、これらの狩猟免許を有する者とする（認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であつて、狩猟について必要な適性を有することが確認された者は適性試験を免除する。）。ただし、次に掲げる者を除く。

- 1 統合失調症、そう鬱病、てんかんその他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者
- 2 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 3 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力がなく、又は著しく低い者

四 免許更新申請書の提出期限及び提出先

適性試験及び講習の実施日の十四日前までに、狩猟免許有効期間更新申請書（各農林水産事務所において交付する。）に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付して申請者の住所を所管する農林水産事務所に提出すること。なお、申請書

は、申請する免許種類につき一通作成すること。

1 狩猟免許更新申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙
二千九百円

2 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ
三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真）
申請する免許種類につき 一枚

3 申請者が第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る銃器の所持の許可を現に受
けている場合は、当該許可に係る許可証の写し 一通

4 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規
定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び管理
並びに狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しない旨
の医師の診断書 一通

5 更新しようとする狩猟免状の原本

6 認定鳥獣捕獲事業に従事する者にあつては、認定鳥獣捕獲等事業者が作成した
次に掲げる事項を記載した書面

(一) 狩猟免許有効期間更新を申請する事業従事者の氏名

(二) 狩猟免許有効期間更新を申請する者が狩猟について必要な適性を有すること
を確認した日

(三) 狩猟免許有効期間更新を申請する者が狩猟について必要な適性を有すること
を確認した方法及びその結果

五 その他

詳細については、最寄りの農林水産事務所又は青森県環境エネルギー部自然保護
課（電話〇一七―七三―四一九二五七番）に問い合わせること。

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令
第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したの
で、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年四月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 特定役務の名称及び数量

人事給与トータルシステム維持管理業務委託一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県総務部人事課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和八年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

日本電気株式会社

東京都港区芝五丁目七の一

六 契約金額

六千五十万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一
項第二号の規定による

八 契約の相手方を決定した手続

契約の相手方の見積額が予定価格の範囲内であったことによる

青森県農林水産部車両賃借に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十
二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和八年四月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

青森県農林水産部車両 一式

二 賃貸借期間

令和八年十月一日から令和十五年九月三十日まで

三 納入期限及び配置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号(物品等の競争入札参加資格)の

一、令和六年二月十三日青森県告示第八十六号(物品等の競争入札参加資格)の一、令和七年二月十日青森県告示第六十号(物品等の競争入札参加資格)の二又は令和八年二月十二日青森県告示第六十五号(物品等の競争入札参加資格)の一のいずれかの規定により、入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までに、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 納入する自動車については、県が示した仕様を満たすこと及び保守・修繕の体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)に

関係資料を添えて、青森県農林水産部農林水産政策課長に提出し、審査を受けなければならず、また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更等に応じなければならない。

2 1の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

3 1の審査結果については、申請書を提出した者に対して書面により別途通知する。

4 提出期限

令和八年五月十三日 午後五時

5 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県農林水産部農林水産政策課経理グループ

電話 〇一七―七三四―九四六〇

6 提出部数 一部

六 入札及び開札に関する事項

1 開札の場所及び日時

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎北棟五階農林水産部B会議室

令和八年五月二十八日 午前十時

2 入札説明書の交付場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県農林水産部農林水産政策課経理グループ

電話 〇一七―七三四―九四六〇

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第三百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

八 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

九 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

賃貸借に係る仕様が満たされると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の提出方法等

入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Name and Quantity of Articles to be Leased:

(1) One vehicle for the Department of Agriculture, Forestry, and Fisheries, Aomori Prefectural Government.

(2) Other specifications of the leased article(s): As per the tender documentation.

2 Deadline for Bidding:

10:00 a.m. May 28, 2026

3 Direct Inquiries About This Notice

To:

Agriculture, Forestry, and Fisheries Policy Division, Department of Agriculture, Forestry, and Fisheries, Aomori Prefectural Government
1-1-1 Nagashima
Aomori City, Aomori 030-8570
Japan

TEL: 017-734-9460

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

令和八年一月から同年三月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

令和八年四月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、下砂土路土地改良区の定款の変更を令和八年三月二十五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和八年四月十七日

青森県上北農林水産事務所長 工 藤 真 治

(発行者・発行人)
青森市長 島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十四円九十五銭